

記載例

別記第1号様式（第3条関係）

令和●●年●●月●●日

新潟県知事

様

〒 950-8570

申請者 住所 新潟市中央区新光町4番地1

アパート新潟 101号

ふりがな 氏名 にいがた 新潟 たろう 太郎

新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金支援対象者認定申請書

支援対象者の認定を受けたいので、新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金交付要綱第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書に記載の事項

連絡が取れる電話番号、メールアドレスを記入
(数字がアルファベットかわかるようにはっきり記入)

申請者	生年月日	平成●●年 ●●月 ●●日		
	電話番号	025-280-563●		
	メールアドレス	abc@*****		
出身高校等（卒業年度）		県立●●高等学校（平成●●年度卒）		
転入年月日		令和●●年 ●●月 ●●日	転入者	2人
転入時の年齢		27 歳	人数	
就業形態	※該当するア～オにチェック（✓）をしてください。			
	☒ ア 県内に本社を有する会社等に就職			
	☐ イ 県内の個人事業者に就職			
		☐ ウ 県外に本社を有する会社等の県内の事業所等に、県内での勤務を条件に就職		
		☐ エ 県内で個人事業（農業、漁業など）を営む、又は、その事業専従者		
		☐ オ 県内に本社を有する会社等を設立・経営		
		※ア～ウのいずれかにチェックした場合、次の該当する項目にチェック（✓）をしてください。		
		☒ 雇用期間が1年以上（1年以上の雇用見込み及び期間の定めがない場合を含む。）の労働契約を締結している。		
		☒ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じである。		

新潟県内の高等学校等の卒業が要件です。

県内転入時に30歳未満であることが要件です。

該当の項目に✓を入れてください。

就業先に確認して✓をしてください。
☐ 無期雇用など1年以上の雇用見込みがあるかどうか
☐ フルタイム勤務かどうか
両方に✓がないと支援はできません。

就業先等	会社名等	●●株式会社	
	住 所	●●市■■■	
	※個人事業の場合は、「農業」など事業の内容が分かるよう記載してください。 ※会社経営の場合は、経営している会社名、住所を記載してください。		
就業年月日(雇用開始日)		令和●●年 ●●月 ●●日	
奨学金等	種 類	※返還中の奨学金等について、該当する項目すべてにチェック (✓) をしてください。	
		☒ 日本学生支援機構の奨学金 (第一種奨学金及び第二種奨学金)	
		☐ 新潟県奨学金 (月額で貸与されたものに限る。)	
		☐ 母子・父子・寡婦福祉資金 (修学資金)	
		☐ 生活福祉資金貸付制度 (教育支援費)	
	名 称	日本学生支援機構 第二種奨学金	
	借入総額	●,●●●,●●●円	
	返還期間	令和●●年度 ～ 令和●●年度	
	返還残額	●●●,●●●円	
	名 称	「転入及び就業の2つを満たした日」の直前の3月31日現在の残額を記入します (元金のみ対象で利息は除く)。	
借入総額	(計算)		
返還期間	貸与総額 - 直前の3月31日現在までの返還額(元金) = 返還残額		
返還残額			
※「借入総額」欄は、専修学校の専門課程、高等専門学校 (1年から3年在学時を除く。)、短期大学、大学又は大学院在学中に修学のために貸与を受けた奨学金等の金額を記載 ※「返還残額」欄は、就業日の前年度の3月31日現在の残額 (利息は除く) を記載			
暴力団員等の該当有無	※次のいずれかにチェック (✓) をしてください。 「新潟県暴力団排除条例 (平成23年新潟県条例第23号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと」に該当 ☒ する ☐ しない		

(添付書類)

- ☒ 本人確認書類 (運転免許証またはマイナンバーカード等) (該当しない場合は、『する』に✓)
- ☒ 住民票の写し (マイナンバーの記載)
- ☒ 奨学金等の借入総額に支援対象外のものが含まれている場合は、その金額が分かる書類
- ☒ 就業した日の前年度末 (3月31日) の奨学金等の残額が分かる証明書又は書類
- ☒ 履歴書 ☒ 県外での就業期間が分かる退職証明書
- ☒ 退職を証明する確認書 (退職証明書の事業主の押印を不要とする代わりに提出する場合)

退職証明書の事業主の押印を不要とする代わりに提出する書類になります。

本確認書は申請者が記入し、①本確認書、②添付書類、③退職証明書を一緒に提出してください。（事業主の押印がある場合は提出不要）

別紙

退職を証明する確認書

これは、退職証明書の事業主の押印を不要とする代わりに提出していただくものです。

本確認書は、退職証明書とともに、新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金支援対象者認定申請書に必ず添付してください。

なお、退職証明書に事業主の押印がある場合は、本確認書の提出は不要です。

○退職証明書の事業主の押印を不要とする代わりに、以下のいずれかの書類を添付又は署名をしていただく必要があります（下記※は必ず読んでください）。

【添付する書類等にチェックを入れ、必要書類を本確認書とともに提出してください】

☐退職証明書を事業主が申請者に送った際の、送付状の写しやメール受信画面等を印刷したもの

☐退職証明書の発行主体が電子署名を保有している事業主の場合は、電子署名されたもの

☐雇用保険被保険者離職票の写し

上記3つの書類が添付できない場合は、署名も可能

上記のいずれも添付ができない場合は、署名でも可能です

☐事業主に無断で作成または改変等をしていないことを誓約します。

申請者氏名（自署）：_____

※申請者が事業所名の記入されている退職証明書に係る電子データを事業主に無断で作成し、または無断で改変等を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとみなすほか、事業主の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立するおそれがありますので、ご注意ください。

【参考】

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役

私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

なお、退職証明書の記載内容の確認のため、事業所（記入者等）に問い合わせる場合があります。

必ずお読みください